國境にみる「近代化」と聖地參詣者

守川知子

はじめに
Ⅰ 二點の文書史料について
Ⅱ 國境の町ハーナキーン
Ⅲ 參詣者と檢問所
(一) 通行證
(二) 檢疫制度
(三) 關稅
Ⅳ 西アジアにおける「近代化」の一側面
おわりに

はじめに

聖地巡禮という宗教的行爲は、時代や地域を超えてあまねく見られるものである。なかでも、イスラーム社會のシーア派ムスリムの場合、メッカ・メディナ以外に歷代イマームの墓廟という聖地が存在し、それらの墓廟への參詣は彼らにとって宗教的義務行爲として認識されてきた。同社會において最も隆盛を極めた聖地巡禮は、一九世紀のイランからのアタバート參詣である。同世紀の中葉から後半にかけて迎えた最盛期には、イランから實に年間一〇萬人の參詣者がアタバートを訪れていたことが確認されている。(1) 一〇萬人という數字は、當時のイランの人口の約一%にあたる。

本稿では、個人の信仰形態の表象である聖地參詣と、政治權力とのかかわりについて考察したい。アタバート參詣の政治的側面については、史料的制約もあり未だ解明に至っていない部分もあるが、ここでは、比較的史料が殘されている國境の入管施設たる檢問所を對象とする。イランからアタバートへ向かうには、陸路と海路の二行路が存在したが、イラン國内の參詣者らの八～九割が利用していたのは陸路のほうであるため、本稿においてもまた、陸路を重視する。

一九世紀は、イランではガージャール朝（一七九六―一九二五）が政權を握り、またイラクは一八三一年以降、オスマン中央政府の直轄支配下に戻った時代である。一八四七年に第二次エルズルム條約が兩政府間で締結された後は、兩政府は全長二〇〇〇キロに及ぶ國境の劃定調査を合同で行い、陸路のイラン＝イラク街道においては、ハーナキーンとガスレ・シーリーンの間が新たな國境線として定められた。國境が定まっていく過程と相まって、オスマン政府の領内では、列強を模した新たな制度が導入された。ハーナキーンという小村に設置された檢問所は、この新制度を象徴するものである。國境に設置された新たなシステムである檢問所を考察對象とすることで、當時のイランからの參詣者の置かれていた狀況や、一九世紀後半という、列強諸國の壓力のもとで「近代化」が進みつつあった西アジアにおける個人と政治權力の關係、ひいては、近代前期の西アジア社會の一端がおのずから明らかとなろう。

Ⅰ　二點の文書史料について

國境における政治權力と參詣者個人の相克については、オスマン政府とイラン政府の間でやり取りされた外交文書が有益である。ここではその中でも特に、イラン人參詣者に關する問題を取り扱っている二點の文書を中心に扱う。

一點目は、一二七〇年ズー・アルカーダ月二九日（一八五四年八月二三日）付の文書であり、現在確認される中で、最も古いアタバート參詣者に關する兩政府による交涉記錄である［AMQ: III/60-62。以下、「一八五四年文書」と略記］。この文書では、冒頭で、「參詣者たちがアタバートへ行くことの許可が、概して［オスマン政府の］批准なくして各方面に公示され、

人々はキャラバンごとにケルマーンシャー方面に向かっている」と記されており、一八四七年に第二次エルズルム條約が締結され、その後六年におよぶ國境合同調査が終了したものの、國境附近およびイラクの情勢が安定していなかった狀況において、イラン人參詣者がなし崩し的にアタバートへ向かい始めた現狀を物語っている。そのような現狀の中で、同文書では、イラン側からの苦情に對するオスマン側の返答という形で、八項目が爭點として擧げられている。八項目の內容は、①通行稅、②イラン人の訴訟、③墓地の賃貸料、④イラン人の遺產、⑤高値賣り、⑥私有地所有、⑦武器の預託、⑧關稅、である。

二點目の文書は、先の文書から二〇年以上を經た一二九三年ズー・アルヒッジャ月二四日（一八七七年一月一〇日）付のものであり、これもまた、イラン人參詣者が訴えた苦情に對し、バグダードのイラン領事の協力を仰いで、イラン大使館が現狀を調査したものである［GAIU: III/538-543。[2] 以下「一八七七年文書」と略記］。この文書は、イラン側の問題提起と、それへのオスマン側の回答という形式になっており、その內容は、①通行證、②檢疫官の對應、③遺體損傷、④殺人・強盜、⑤檢疫時の待遇、⑥檢疫、⑦檢疫官の不正、⑧通行稅、⑨稅關、⑩關稅、⑪イラン人への侮蔑、⑫哀悼行事、⑬不當な對應、という一三項目に及ぶ。

以上二點の外交文書に現れる諸問題のうち、國境の檢問所に關連する主要な爭點は、㈠通行證、㈡檢疫、㈢關稅、の三點である。オスマン政府は、これら三點の措置は必要不可缺な原則である、という姿勢をとり、たとえば一八七五年末にオスマン政府からイラン政府宛に出された協約書第五條では、「［オスマン］領內を往來したり、領內で旅行したりするイラン臣民は、他の外國籍の臣民に關して實施されているパスポートや通行證や檢疫制度に則っている限り、外國人であることに關して何ら損害を蒙らない」［BOA. HR. SYS. 726/4; GAIU: III/439］と定めているように、パスポート、通行證、檢疫といった事柄を特に重視し、領內を訪れるイラン人に對し、これらの規則が遵守されるよう徹底してその管理に當たっていた。これが、上からの近代化を進める政府と、イランからの參詣者との相克の焦點となるものである。

Ⅱ　國境の町ハーナキーン

イランからイラクへ向かうには、Kirmānshāh →（五日）→ Qaṣr-i Shīrīn →〈國境〉→ Khānaqīn →（四日）→ Baghdād という行程を歩む。國境合同調査の結果、一九世紀中葉にイラク側の國境の町となったハーナキーンは、ムスリム五〇軒、ユダヤ教徒五軒、また三つのモスクと三つのキャラバンサライがある小村であった［Hurşîd: 87-91］。このハーナキーンにいつから檢問所が設置されたのか、現段階では正確な日時は明らかではない。しかしながら、國境調査期間中の一八四八―五二年のいずれか早期の年度について、ハーナキーンに設けられた檢疫所（karantîna）の通行者數が明らかとなっている［Hurşîd: 91-94］。このことから、第二次エルズルム條約締結後間もない時期に檢疫所が設置されたことは疑い得ない。その後、この檢疫所は機能を增し、ハーナキーンに到着した旅行者は、査證の入手、稅關の申告、檢疫という三つの事項をその場で要請された。一九世紀末のハーナキーンの様子を、福島安正は以下のように記す。

> 哈那幾尼（ハナキネ）は國境の一大驛で、河に跨つて一市街を爲し、人口四五千、隊商及び巡禮隊の來往陸續として絶ゆることなく甚だ熱鬧の地である。市外は過半土耳其に屬して、波斯の方面には唯だ一の隊商館あるのみ、稅關郵便局等其何れに在るやを認め難い寂寥たる光景を呈して居る。のみならず地勢平坦曠原漠々、二大帝國の境界を識別し難く、波斯の隊商館に隣する家屋は既に土耳其の地たる狀態で、［一八九七年］十一月八日午後四時三十分波斯の地と思ひつゝ、土人に誘はれて既に土耳其の隊商館に到着したのであった。
>
> 隊商館と斜に相對して月星旗を翻しつゝある洋館は檢疫所である。隊商館の右隣に稅關が在つて等しく月星旗を樹てゝ居る。［福島：二一三―二一四］

國境の實態としては、一九世紀最末期においても曖昧な狀態のようだが、ハーナキーンの檢問所は、キャラバンサライに隣接して、檢疫所と稅關という二つの建物からなっていたことが明らかである。

Ⅲ　參詣者と檢問所

前近代のイスラーム社會では、國境の概念はさほど明確ではなく、また國家による國民管理の概念も發達していなかった。一七世紀に通算で約七年半イランに暮らしたシャルダンは、「オリエントでは臣民が國外脱出するのを防ぐ手だては見つかっていず、誰もが好きなところへ行くがままである。自由に國外へ行くのにパスポートの必要はない」と記している(3)。しかし、一九世紀に入ると、ヨーロッパから自他國民の概念を取り入れたオスマン政府は、他國民がオスマン領内を通過する際に身分證を兼ねた正式な通行證の携帯を要求するようになる。身分證をはじめとする、新たな國民管理のシステムを課すオスマン政府と、それらを不當なものとして訴えるイラン人參詣者の間には、明らかに齟齬が生じている。具體的にどのような問題が國境の水際で生じていたのか、以下、先の二點の文書を中心にそれぞれについて見ていこう。

㈠　通　行　證

通行證は、イラン側の史料では「*tazkira*（證書）」とのみ記されている場合が多いが、本來の正式な名稱は、「*tazkira-yi murūr/tazkirat al-murūr/mürür tezkeresi*（通行證）」である。オスマン政府は、一八四五年に一六條からなる法案を制定し、オスマン領内の人々が移動する際には、「通行證」を持つことを義務付けた(4)。それに伴い、第二次エルズルム條約以降、「友好國」からの外國人となるイラン人にも通行證携帯は要請され、それには所持者の名前や國籍に加え、年齡、身長、眉、目、口髭、顎鬚、顔といった身體的特徴の記載と認證が押されたものと思われる(5)。通行證は、國境のみならず、バグダードなど主要な都市に入る際に提示が求められた(6)。このように「*tazkira*」は一種の身分證明書であり、一九世紀中葉の段階では、パスポートと通行證は一體のものとして理解されていた。さらに、當時の行政文書（一八四七年一二月八日付）に、「イランの *tazkira* には、nufūs（身分證明）と qarantīna（檢疫）が記載される」と記されていることから［BOA.A.

DVN.DVE (20): 11/40]、一九世紀中葉から後半にかけて、通行證と、次項に擧げる檢疫證明書の區別は爲されていなかったと思われる。初期の通行證はオスマン政府が發行していたが、一九世紀中葉には、イラン政府の發行する通行證に對して、その認證が國境で行われた。(7)

ところで、「一八五四年文書」のオスマン側による序文には、以下のようにある。

［イラン］政府當局側の盡力として、以下のことが望まれる。參詣者が規則に從って、法の遵守と公正のうちに行動し、道中では民衆の所有品を侵害しないよう、憲兵や役人らに對し、嚴格なる指令書が發布されるように。とりわけ、通行證（tazkira-yi murūr）の原則の實施においては、嚴しく注意が拂われるように。また、彼らの通行證に、至高なる政府の領事館による署名がなされていない場合や、自身［の身元］を照會していない場合は、如何なる人物にも絕對に通行は許されない。

不法入國を阻止するためには、個人の證明を行う査證にあたる通行證が必要なことは言うまでもない。「一八五四年文書」では、オスマン政府がイラン人參詣者の安全確保や諸問題に盡力する對價として、イラン政府に、「とりわけ、通行證の原則の實施においては、嚴しく注意が拂われるように」と要請している。(8) さらに、同文書の第四項で、イラン政府發行の通行證を所持する者と所持しない者について、死亡時のオスマン領内での處遇の違いが述べられているように、通行證の携帯如何によって、その人物が外國人であるということをオスマン政府に知らしめると同時に、外國人としてのオスマン領内での待遇は明らかに異なっていた。通行證の携帯義務化を導入して間もないオスマン政府にとって、その携帯履行はそれほどまでに重要だったのである。

さて、五〇年代にオスマン政府がイラン人參詣者らに對して通行證を携行するよう強く要請したにもかかわらず、そのおよそ二〇年後の「一八七七年文書」第一項において、再度以下のようなやり取りが爲されている。

イランの參詣者らが、イランの領域内で出發する際に、通行證代が免除されているにもかかわらず、イラク

（Irāq-i ʿArab）の地では、富者も貧者も徒歩の者も騎乗の者も、一人あたり八クルシュ徴収される。同時に、彼らの證明書の取調べという口實のもとに參詣者を拘束し、多かれ少なかれ金を徴収して解放している。迫害に滿ちた行爲がなされているのである。

〈回答〉 國境の入り口で、通行證（taẕkira-yi murūr）をすべての國家の臣民に與え、法律に則ってその料金を徴収し、彼らが通過する城砦や港にて彼らの證明書（taẕkira）を取り調べることは、規則であり原則である。ゆえに、それらの規則の遵守や執行の必要性は言うまでもないことである。だが、イランの參詣者にとって、まったき容易さと安心が實現することは、あらゆる狀況において必要なことである。ハーナキーンで照合される證明書について、こちら側、すなわちホラーサーン［バグダード州の一カザー］の各地において、何度も彼らの證明書が調査され、參詣者らの遲延が生じていたために、今後、あちらでは取り調べられないことと定められた。また、參詣者たちの進行を妨害したり、迫害に滿ちた行爲や彼らの同意や望みに反したりする行動は決して許されることではなく、その種の行爲が生じないためにも、必要となる人々に、必要な通告がなされた。

イラン側は、この中で、「イランの參詣者らは、（中略）通行證代が免除されている」と明言しているように、彼らの認識としては、イラン人參詣者は通行證が必要ない、あるいは少なくとも料金を支拂う必要がない、というものであった。これに對し、オスマン側は斷固たる異議を唱え、その回答において、「通行證をすべての國家の臣民に與え、（中略）取り調べることは規則である」と、まず警告を發している。

この齟齬の背景には、通行證に對する不慣れさからくるイラン人側の理解不足がある。というのも、イラン國内で「通行證」の携帯が義務付けられるようになったのは一八五一年のことであり、オスマン政府に遲れること六年である。この年發行されたイラン政府の官報では、「他の國々で普及しているが、この國では省みられていなかった新制度」として、全都市での通行證の發行を通達し、通行證なしでの都市や地方への移動を禁じている［RVI: 1/7, 45］。しかし、通行證の

携帯が根付くには時間がかかっており、金銭を徴収することに對する疑念とともに、人々への普及は進まなかった［RVI: I/88, 122, 231, 267, 273, 718-719］。この事實は、イランにおける通行證制度の導入、ひいては自國の個々人の確認という作業が、オスマン政府と比べ極めて遲れていることを如實に示している。この「遲れ」こそが、通行證への無理解を生み、同制度に不慣れな一般の人々の不滿の原因となったのである。

さらにもう一つの原因は、通行證を購入しなければならない參詣者たちの拒否感である。イラン側は、先の「一八七七年文書」において、「證明書の取調べという口實のもとに參詣者を拘束し、多かれ少なかれ金を徴收して」いる行爲が、「迫害に滿ちた行爲」だとして訴えているのに對し、オスマン側は、「料金の徴收は原則である」と回答している。

その値段について見てみると、購入費や認證費は時代ごとに變化し、一八五五年には三一〇〇ディーナールであったのが、一八八六年には八五〇〇ディーナール、一八九九年には一五〇〇〇ディーナールと、半世紀で五倍近くに上昇している[9]。オスマン側の史料では、當初五～二〇クルシュと定められた通行證代は、先述のように八クルシュとなり、そして一八九二年初に出された、オスマン政府からイラン領事に向けての指南書では、「メッカや諸聖地に參詣する王子、宰相、近侍、一部のサイイド、ウラマーは無料」とした上で、各證書と認證の金額が【表】のように定められた[10]。

【表】によると、ペルシア語通行證（*tazkira-yi murūr-i fārsī*）は五〇クルシュとあり、二等滯在證やフランス語での通行證と同額である。また、認證費の面では、メッカ巡禮の窓口となるジッダが一五クルシュと他の都市よりも高額であるものの、アタバートへの參詣者が最も多く利用するハーナキーンは、アレクサンドリアやシリアの諸都市と同じ一〇クルシュの料金設定となっている。すなわち、アタバートへ向かう參詣者は、五〇クルシュの通行證代と一〇クルシュの認證費を支拂わなければならなかったのである。この金額は、當時のイラン人參詣者にとって決して廉價なものではなかったであろうと思われ、その結果、オスマン領内に入國するハーナキーンで高額な通行證を要求されるイラン人參詣者の不滿が、まずこの點に集中したと考えられる。

【表】

一等滞在證	100 クルシュ
二等滞在證	50 クルシュ
三等滞在證	20 クルシュ
フランス語通行證	50 クルシュ
ペルシア語通行證	50 クルシュ

修學用通行證と認證費	10 クルシュ
エルズルムおよびトラブゾン	5 クルシュ
アレクサンドリア	10 クルシュ
ジッダ	15 クルシュ
ダマスクスおよびアレッポ	10 クルシュ
ハーナキーン	10 クルシュ
バグダード	5 クルシュ

加えてオスマン側の言い分によると、證明書の値段は、「富者も貧者も徒歩も騎乗も一律に八クルシュ」であるとされているが、ペルシア語旅行記史料などから明らかなように、當時のイラン人參詣者の認識は、「貧者や徒歩の者は無料」というものであった。(11) このため、通行證の無料化をめぐっては、イラン政府の側から度々正式な要請がなされている。たとえば、イラン大使からオスマン政府への要請では、イラン人參詣者の二割は貧しい者であり、彼らは徒歩や金のない狀態で、何千もの困難でもってアタバートへ參詣するため、彼らの通行證代は免除してもらいたいと述べられていることや、參詣者全般からの通行證代の徵收を非難する文言が見受けられる［BOA.HR.SYS: 722/10; BOA.A.DVN.DVE (20): 11/40］。またペルシア語史料では、ガージャール政府の高官が無料化を求めて盡力する様子が少なからず描かれているが、これらのことから、イラン人參詣者にとっては、通行證とは「不當な金錢徵收」の口實であるとの認識が強かったと考えられる。このことは、特に一九世紀中葉にイラクへと旅行した人々に顯著であり、先にも述べたように、この時代にはイラン側では未だパスポートや通行證といった制度が確立していなかった事實と連動していよう。しかしながら一九世紀末においても、一部の例外を除けば、イラン人參詣者はこの規則にまったく從おうとせず、彼らはその制度が勝手氣ままにオスマン側の利益を生み出すために作られたのだろうと考えており、常に混亂が生じていたと、國境勤務のオスマン政府役人は記す［Saad: 540］。一八九九年の『アタバート參詣記』には、通行證を持たずにハーナキーンを通過する場合には、二倍の罰金が科せられると記されていることから［Mishkāt: 42］、一九世紀最末期にお

いても通行證の携帯は、懲罰を課さなければ遵守されない傾向にあったことを窺わせる。一方、二〇世紀に入ると、通行證の檢査はより簡便化し、オスマン朝領内でのイラン人旅行者による通行證をめぐるトラブルは目に見えて減っていることから、[12] 通行證携帯がイラン人の間でも普遍的になったことを感じさせる。

以上見てきたように、通行證に關するイラン人參詣者の不滿は實際には、「證明書（*tazkira*）」と稱して金錢を徵收されることにあり、徒歩の者や貧者は免除、という慣行を惡用し、證明書購入逃れのために、貧者を裝う參詣者が多かったことは容易に想像される。一方でオスマン政府側も、「一八七七年文書」では、「何度も彼らの證明書が調査され、參詣者らの遲延が生じていた」ことを認めている。イラクに入った參詣者は、單獨で行動するわけではなかったので、數百人や時には數千人規模で、證明書の取調べのために至る所で待機させられる參詣者らの不滿は想像に難くない。加えて次項で見るように、特にハーナキーンでは檢疫を兼ねていたために、彼らの不自由さは計り知れないものであった。

(二) 檢疫制度

一九世紀は傳染病の時代である。政府にとって、コレラやペストといった傳染病の發生は、非常に警戒すべきことである。特に巡禮者や參詣者は、集團となって廣範圍に移動・行動するために、疫病流行の極めて大きな要因であった。[13] メッカ巡禮に限らず、年間一〇萬人が往來するアタバート參詣においても、傳染病發生の抑止はオスマン政府の關心事の對象外ではない。[14] その上イラクでは、秋のマラリア熱が主要な風土病として擧げられており、疫病に無緣の土地ではない。

このような疫病蔓延への對策として、オスマン朝では一八三八年に檢疫制度（qarantīna/karantīna）を導入することが定められた。[15] 檢疫は、メッカ巡禮者が主たる對象者であるものの、オスマン領内では、黑海からペルシア灣岸の國境に、一八四〇年代の比較的早い時期に檢疫所が設置された。オスマン朝衞生局の文書によると、一八四八年の段階で、バグダード州では、バグダード、バスラ、スレイマニエ、ハーナキーン、マンダリーの五ヶ所に檢疫所が設けられていたことが確

認できる。[16] また、バグダード州内に配置された檢疫官の數を見てみると、一八八二―八三年の年報では、バグダードに五人、ハーナキーンに五人、カーズィマイン、カルバラー、ナジャフ、アマーラにそれぞれ一人ずつ、バスラに三人が配されている。このうち複數人を擁している場合の筆頭の檢疫官は、名前から判斷して歐米系外國人であり、オスマン政府においては、檢疫は外國人醫師の指導のもとに行われていたことが明らかとなる。[17] 本稿で對象としているハーナキーンの檢疫所には、州都であるバグダードと同じ例外的とも言える五人の檢疫官が配されているが、その內譯は、外國人醫師を筆頭に、三人の書記官と、一人の檢屍官となっている［BS: 1300/124］。

では、當時の檢疫の實態はいかなるものであったのだろうか。[18] 一八五〇年にオスマン朝で發布された『檢疫官心得』によると、旅行者には必ず、氏名とどこから來てどこへ行くのかを尋ね、もし感染地域から來た者であれば、一〇人を一部屋に入れ、一人の警備員を配すよう定められている［BOA.C-SH: 331］。一方、オスマン政府の檢疫に關するイラン側の最初の記述は、一八五三年一一月の官報の記事である。この記事によると、ハーナキーン檢疫所では、旅行者を五日間留め置き、煙で燻し、燻し終わった後に、一人につき三〇〇〇ディーナールを徵收する、とある［RVI: II/923］。一八五六年にハーナキーンを通過したある參詣者は、以下のように記す。

> ハーナキーンの町の外のイラン側には、大きな川があり、一ヶ所を除き、渡る場所は他にはない。參詣者はその場所を通って進むしかない。その川を渡ると、大きな壁があり、二メートル強の高さがある。［ここが］哀れな參詣者たちの滯在地である。三〇〇〇もの人や家畜がその中に場所を取り、誰一人として他の參詣者に場所を讓ろうとはしない。そして一隊一團ごとにその中で場所が與えられ、書面が徵收される。五日間のうち、參詣者の一團から誰も疫病で死ななかった場合には、五日目に徒歩の者であれ騎馬であれ、三三〇〇［ディーナール］を徵收し、證明書（*taḫkīra*）を渡し、出發させる。［Adib: 73］

先の福島の記述とは異なり、一九世紀中葉の檢疫所とは壁で圍まれた空間に過ぎず、また一〇人一部屋ではなく、數千の

人間や家畜が所狭しと一緒に待機していたことがわかる。煙で燻されたかどうかは記されておらず、詳細は不明であるが、おそらく疫病流行時以外は消毒措置などはなく、人々は單に數日間の滯在が義務付けられていたのだろう。

オスマン政府の導入した檢疫制度を巡るトラブルは極めて多く、イラン人參詣者からは様々な苦情が出されている。制度導入後一〇年餘りを經たときの「一八五四年文書」においては、檢疫に對する苦情はまったく出されていないが、「一八七七年文書」では、一三項目のうち、第二、第三、第五、第六、第七の、實に五項目が檢疫に關する問題として提出されている。この中で、第六、第七の二項目を以下に擧げる。

「一八七七年文書」第六項

以下のように言われている。檢疫を終えるべく待機している參詣者の間で、もし一人が病氣になり、死亡した場合、すべての參詣者に對して檢疫を更新し、彼らを動搖させている。また參詣に行かざるを得ない一部の者たちは、祕密裏に檢疫の役人に金錢を渡し、出發の許可を得ている。

〈回答〉 たとえ、死者が出たときに期間を更新することは原則に適っており、このことに關しては何も言うことができないにしても、しかし、金を渡し許可を得るというような許しがたい行爲が生じないように、適切な通告がなされた。

「一八七七年文書」第七項

檢疫の役人は、彼ら自身の利益に鑑みて、病人について眞僞の情報を聞いたり聞かなかったりし、あるいはまったく病人がいないのに、利益を得るために、卽座に檢疫を設置し、彼らの慣習を實行している。

〈回答〉 檢疫の設置や取り消しは、イスタンブール（Islāmbūl）の保健局（majlis-i ṣiḥḥîya）の法律と意見に託されており、そこで雙方の國家の大使館から一人ずつ任命されているため、この件に關しては何もここで言うことはできない。

ここでは擧げなかった第二、第三項を合わせた上で、同文書の内容を仔細に檢討すると、まず、檢疫に携わる外國人醫師（ここではユダヤ教徒）に對する苦情がある。同文書第二、第三項からは、イラン人參詣者の目には、ユダヤ人醫師はアタバートに運ばれるイラン人の遺體に對して侮蔑的な檢査を行い、遺體を冒瀆している[19]、と映っていたことが明らかとなる。批判の對象となっているユダヤ人が、雇われ醫師として赴任していた外國人のことか、あるいは在地のユダヤ教徒であったのかは不明であるが[20]、オスマン政府の檢疫官には、少なくともムスリムではない西洋人が當たっており、彼らの對應がイラン人參詣者の氣を害していたのである。

續いての苦情は、檢疫期間の長さに對してである。當時の一般的な檢疫期間は五日間だが、ときにそれ以上の期間が課されることもあった[21]。また感染が疑わしい場合に檢疫期間が延長されることは、「一八七七年文書」第六項に述べられているとおりである。同項によると、檢疫が終了する前に、同じ參詣者集團の中から病人や死者が出た場合、檢疫が再更新される仕組みになっていた。そもそも當時の檢疫とは、豫防ではなく、あくまでも隔離を目的としたものであったために、同じ集團內から疑わしき人物が現れた場合、すべての人間を再檢査することは理にかなったことだと言える。しかし、イラン人參詣者らは、このような檢疫制度の趣旨を理解していない。あるガージャール政府高官の『アタバート參詣記』には、次のようなやり取りがある。

檢疫のための滯在三日目、［ハーナキーン郡長の］Husayn Efendi が再び機嫌伺にやって來た。私は言った。「私は檢疫の規則に從わない。［これ以上］留まらない。明日出發する。あなたは滿足か、否か？」［郡長は答えた。］「私が許可するなどということはあり得ない。我々の原則［五日間留め置き］はそうではない。たとえ國王がやって來たとしても留め置かなければならないのだ。あなたが力ずくで行くのであれば、ご自由にどうぞ。ですが、我々の規則や原則に反します。あなたは兩國家間に火種を撒くことになりますぞ。加えて、荒野であなた方に惡いことが起こるやも知れません。」［*Rūznāma*: 32］

納得を澁る著者に對して、郡長は、「もし一日でも減じられれば、私は罷免され、政治問題となるでしょう」と述べ、それを聞いた著者は漸く矛先を納めるのであるが、それでもなお、同じキャラバンにいた二〇〇〇人の參詣者たちによる騒動は續いていた。この他にも、同檢疫所で實際に生じたこととして、以下のような話がある。

かの地［ハーナキーン］に滯在中に、［參詣者らは］所持品や家畜を押收されたり、略奪されたりした。また、［檢疫］規定の五日間に加えて、さらに一〇日間參詣者たちを留め、當惑の荒野へと晒した。五日間の滯在中、［役人たちは］毎日三二〇〇［ディーナール］を參詣者から徵收し、のみならず罵詈雜言を浴びせていた。毎日彼らの政府（オスマン政府）の醫師が、檢疫の者を檢査し、誰であれ體調不良の者を見かけたら、滯在期間を延長した。また、次のようなことが參詣者を苦しめていた。すなわち、日に一〇〇人が死ぬと、鍬やツルハシがないために、密かに川に投げ入れたり、あるいは地中の淺いところに埋めたりしていたのである。その結果、彼らは相談し、一齊に病人を置いて出發した。檢疫所には四〇〇人の役人がいたにもかかわらず、阻止する勇氣がなく、バグダード州長官に報告した。長官は二臺の大砲を率いて彼らを引きとめようとしたが、參詣者たちもまた、熱意と熱情を長官に味わわせようとした。長官は事がここに至ったのを見て、大砲を引き返させ、彼らをサーマッラーへと送らしめた。彼らはサーマッラーから歸ってくると、バグダードの門の外にあるキャラバンサライに五日間留め置かれたが、その後檢疫代を支拂い、證明書（*tazkira*）を得て出發した。［Adib: 74］

檢疫をめぐる暴動はこの他にも何件か確認される。(22) その何れの場合においても、檢疫のための滯在を好まない數千人規模の參詣者集團を統率するため、オスマン政府は軍隊を動員し、銃や大砲でもって參詣者の管理にあたっていた。

ハーナキーンで檢疫を受けた外國人は、極めて例外的であるが一人擧げられる。一八七二年にインドからアフガニスタン、イランを經由して、イラクへ入ろうとしたBellewは、イギリス政府の命令でこれらの地域を調査していたにもかかわらず、檢疫所では、「規則は嚴格であり、嚴正に遵守されていた。我々は汚染された國から來たのであり、ゆえに不潔

であると宣告され、検疫だけが我々を浄化することができるのだ」との理由により、八日間留め置かれた。彼は、検疫所の様子を以下のように細かく記している。(23)

我々の牢獄（prison-house）を見回すと、カルバラーへの途上、ここで拘留されている哀れで、半ば餓死しそうな參詣者たちの集團が三つ四つ目に入る。彼らのゴミやぼろ服には、貧困と窮状が十分に體現されている。彼らから我々が自由に使える部分に目をやると、さらにうんざりする光景に出くわす。そこは何年間も掃除されず、床には何インチもの汚物や屎肥が堆積している。

扱いの酷さを訴え出たBellewの一行は、その後近所の庭園に移ることになるが、そこでは、検疫の役人以外、町の人々と接觸しないように、オスマン政府の兵士によって隔離されることになる。そして、八日間の検疫期間を終了し出發しようとするが、診斷書が間に合わないために、さらに二日間滞在を延長せざるを得なかった。

このように、外國人や政府高官の場合は、キャラバンサライではなく、民家の庭園を利用できるという若干の優遇措置が採られる場合もあるが、検疫期間中、ときに、乞食や浮浪者はクマやサルと一緒に留め置かれたというほどであり[Adib: 74]、先にも見たように、一般の參詣者らは狭くて汚いキャラバンサライや圍いの中に押し込められていた。すなわち、オスマン政府の當時の検疫制度は、參詣者の立場に立ったものではなく、規則遵守の形式面において嚴格だったのである。その結果、イラン人參詣者の間では、「（オスマン政府は検疫の際）特に、參詣者に對して嚴しく當たる」['Azud: 164]とみなされ、彼らの不滿や批判の矛先が、この制度そのものへと向かう事態を招いていた。(24)

さらにイラン人參詣者による旅行記史料では、検疫代を徵收されることに對する批判も多く見られる。一九世紀後半の検疫代は、三二〇〇～五〇〇〇ディーナールだが、疫病が流行しているときには、さらに高額の検疫が課せられていたようである。(25)このような検疫代は、參詣者によっては支拂えない場合もあったことは想像に難くない[Pistor-Hatam: 232]。ある旅行記には、以下のようにある。

私は貧者たちのことを［ハーナキーン郡長に］頼んだ。「幾人かは何も持っていない。彼らからは金銭を徴収しないでいただきたい」と。彼は、「幾人かは、財があるにもかかわらず、貧者の服装をしているのだ」と言った。［そこで］數人の貧者に關しては、彼らから金を取らないよう頼んだ。その後、五日間の留め置きと一人三二〇〇［ディーナール］を徴収することについて尋ねた。［郡長は］「幾つかの理由がある」と言って、留置については次のように言った。「參詣者の中には、調子の悪い者や病人がおり、この地にやって來る。ここで五日間留まれば、あるいは肥えるであろうし、あるいは死んでいく。いずれにせよ氣樂なものである。一方、金の徴収については、どれほど我々が徴収しようとも、周邊を警備している軍隊や護衛兵に渡しており、我々には何も殘らない。」［*Rūznāma*: 32］

減額のための著者の努力は實を結ばなかったが、この會話の中で、ハーナキーンのオスマン政府役人が檢疫期間中には放っておいても病氣の有無がわかる、と述べていることは、當時の檢疫の實態を示しており興味深い。

先に見たように「一八七七年文書」の第七項目に、「檢疫の役人は、（中略）利益を得るために、卽座に檢疫を設置し、彼らの慣習を實施している」とあるが、イラン人參詣者にとっては、數日間にわたって不自由を強いられる檢疫制度とはオスマン政府が利益を得るためのものにすぎず、軍隊による威嚇がなければ、參詣者の側からはおそらく制度は守られなかったであろう。他方、オスマン政府の國境役人は、晝夜を問わず參詣者らの安全のために警備をし、その恩惠に與っているにもかかわらず不平不滿を言う參詣者らに對して愚癡をこぼすなど［*Rūznāma*: 35］、兩者の姿勢は相容れない。

檢疫は公衆衛生という觀點から見ると、疫病抑止のために重要ではあるものの、當時の實際に檢疫對象となる人々からすれば、迷惑千萬な制度であったと考えることができよう。特に、陸路はハーナキーンのみがイラン側に開かれた國境であり、この地で一度に數千人が檢疫を受けるという仕組みは、決して效率的とは考えられない。(26) 檢疫制度は、一九世紀中葉のイラン人參詣者にとっては實に目新しいものであり、檢疫のために人々はバグダード方面へ行くことが少なくなった、と言われているほどであり［RVI: II/923］、また檢疫所では、ムスリムの子供たちが料理されるという噂も廣まっていた

という［Pistor-Hatam: 233］。一般の參詣者らの不滿を集めた「一八七七年文書」の第五項では、「檢疫に費やされる時間は、食事やその他の品物に關して、多大な難儀が與えられていた」と述べられているが、このことはすなわち、檢疫期間中の滯在場所、食事の調達、檢疫官の對應、諸經費と實に様々な問題が參詣者らに生じていたことの證左でもある。それゆえ、イラン政府側からは、參詣者を對象とした檢疫制度の廢止や短縮化が常に求められていた(27)。

ところで前項の通行證同様、イラン人の檢疫に對する拒否感や不信感は、オスマン政府が檢疫制度を導入したのが一八三八年という早い段階にあった一方で、イランでは檢疫がなかなか根付かなかったという、時間的な差に歸することができる(28)。イランで最も早い檢疫の實施は、一八五一年九／一〇月にイラクでの疫病發生を理由に、當時の宰相であったAmir Kabir がケルマーンシャー州長官に命じたものであるとされる(29)。しかし、この時以外に、イラン國內で檢疫が實施されたという情報はほとんど確認されず、アタバートから歸國する參詣者たちの記述においても、歸路の場合には、ハーナキーンであれ、ケルマーンシャーであれ、數日間にわたる檢疫で留め置かれているという記述は、管見の限り見られない(30)。

二〇世紀の初頭においてさえ、ハーナキーンでは、イラン人有力者が檢疫官を侮辱し檢疫規則に則らなかったために、オスマン政府側からイラン領事に對して、「檢疫違反は疫病を廣めることになる」として抗議が出されている［BOA.A.MKT.MHM: 586/28］。この他、ペルシア灣岸のブーシェフルの事例ではあるが、一八九九年の盛夏には、「當市目下不穩中なり。政府は英國の指揮後援に依り、檢疫規則を勵行せんと圖りしに市民は之を好ます、市を止め店を閉ち寺院に集合して一大示威運動をなせる最中なり」(31)と傳えられており、檢疫の導入から半世紀以上を經た世紀の節目においても、檢疫制度の趣旨が、イランでは一般の人々に理解されていなかったことを示唆している。

しかしながら一九世紀末になると、コレラ菌の發見による醫學の進歩や、疫病が發生した際の速やかな國境封鎖などにより、參詣者の檢疫は簡略化していった。一八九九年のアタバート參詣者らは、ハーナキーンで檢疫を受けるものの、滯

在はわずか一日である。[32]

(三) 關　稅

關稅徵收の責を負う稅關もまた、イラク國境のハーナキーンに設けられていた。[33] 關稅（gumruk/gümrük）は、先の通行證や檢疫と異なり、一八世紀にも存在した。イランからのアタバート參詣者の關稅に關しては、第一次エルズルム條約（一八二三年）において、個人用の荷物の場合は、基本的に關稅は徵收されず、また假に商品を持っていたとしても、關稅徵收は四%であり、それも一度限りと定められていた。しかしながら、「一八五四年文書」と「一八七七年文書」の雙方で苦情が出されているように、關稅徵收をめぐるトラブルもまた多い。苦情の內容は、「取るにたりない物品からの關稅［徵收］」である。「取るにたりない物品」とは、「一八五四年文書」第八項によると「參詣者や他の旅行者たちの、個人の衣服や自分專用の物品」であり、また、「一八七七年文書」第九項で述べられている「ワクフや奉納や贈り物として送ったり獻呈されたりする物品」である。本來、これらは私物あるいは奉納品とみなされるために、免稅品として扱われるべきものであったが、現實の國境稅關では、これらの物品からも關稅が徵收されていた。

當時イランからイラクへの輸出には、シーア派參詣者が重要な役割を果たしていたと言われている［Lorimer: II/799］。一九世紀のイランからイラクへの輸入品としては、絹、水タバコ用のタバコ、鹽、絨毯が中心であった。[34] これらは後述するように、イラン人參詣者が最も持ち運びやすかったものである。

第一次エルズルム條約で定められた四%の關稅は、その後上昇したようであり、一八五六年や一八六三年には、條約に反する一二%もの法外な稅がイラン商人には何度も課せられているとする抗議がオスマン政府に出されている。[35] 一二%という數字の眞僞は不明であるが、Lorimerは、一九〇五年のイラクでは、イランからの輸入品の關稅額は八%だとし、報告書刊行段階の一九〇七年の注記では、同年七月から一一%になった、と記している。一方イラクからの輸出品はわずか

一％の税率であった [Lorimer: I/2599, II/851-852]。

もっとも、イラクの税關はハーナキーンのみではなく、バグダードなどの諸都市にも配されていた。たとえば、バグダードの税關では取立てが厳しく、「參詣者の所持品や積荷がばら撒かれ、（中略）數人［の役人］が證明書（*tazkira*）の監査のためにいた。證明書を所持していない者はみな［入城を］拒否されていた。參詣者の所持品の檢査は、關税商品が荷の中にあるのに隱しているにちがいない、とばかりに極めて厳しく執り行っていた」[*Rūznāma*: 37] と言われている。(36) 一方、ここに述べられている税關での風景は、おそらくイラン人參詣者や商人らの税關逃れの行爲が頻繁に行われていたことと呼應していよう。オスマン政府の國境調査官はハーナキーンの税關について、

> 關税を支拂わないために、高價な絹やそれに類似したものを遺體の棺の中に隱すほか、バグダードで賣ったり、幾人かの友人に贈ったりするために隱すことや、リンゴやマルメロといった果物をも棺の中に隱すことが知られている。
> [Hurşîd: 93]

と、棺桶の中に商品を隱し持ち、税關檢査を逃れようとする行爲が日常的に行われていたことを報告している。特に、絹やタバコ、寶石といった高價だがかさ張らない商品は、參詣者がイラクで賣り捌いたり友人への土産にしたりする格好の素材であった。(37) 實際、當時のハーナキーン税關では、何も持たずにやって來る金持ちは稀であり、參詣者はショール、絨毯、金銀細工、寶石、仔馬などを携えると言われている [Saad: 535]。

このように、旅費の足しにするため、あるいは商品となりそうなものを、衣服や袋、果ては棺の中に隱し持っていく參詣者らに對して、ハーナキーンでは、「税關の役人はあらゆる種類の迫害や侮蔑を行っている。また、すべての人の物を引っ掻き回し、參詣者らの鞍袋に鐵串を突き刺し、女性の衣服や彼女たちをあらゆる側面から取り調べる」［一八七七年文書」第九項］ほどの厳しい取調べが行われていた。イラン側からのこの苦情に對するオスマン政府側の回答は、

> 個人の物品から關税を徴收することは、本來禁止されている。また、ワクフや奉納や贈り物として送ったり獻呈され

たりする物品は、ワクフ廳（majlis-i awqāf）の書面と議會の法案に基づいて、稅關に傳えられた方法で、古くから至高なる援助となっており、無料で通過させなければならない。それゆえ、このようなことを繼續するよう定められた。また、もし參詣者たちの物品の中に、關稅を徵收しなければならないようなものがある場合には、その關稅が徵收されることは當然のことである。また、原則・規則に基づいて、査察が必要な場合には、より一層、參詣者たちの事が容易となるように、また不平が生じないように、參詣者の物品の査察時に迅速な便宜を圖り、問題が生じることのないようにする。特に女性の物品の査察に關しては、以下のようなことが適切とみなされ、稅關の役人から關稅廳に宛てて、二人の女性が査察官として任命されることの許可を求める書簡が送られた。

となっている。

ハーナキーンやバグダードなど、數回にわたって關稅を徵收されることに對する旅行者の不滿は大きく、續く「一八七七年文書」第一〇項では、以下のように述べられている。

參詣者らがカルバラーやナジャフで賣ろうと考えている物品に關して、稅關から通行證を受け取り、別の場所で賣ろうと望んだ場合、稅關の役人たちはその證明書を受け付けず、再度關稅を徵收し、迫害を加えている。

オスマン政府は、これへの回答として、「この種の物品に關しては、彼らの證明書に記載された場所に到着後、その場所から別の場所に移送する場合は、證明書に記載されなければならない。というのも、證明書に記載されている場所以外のところに持っていく場合は、假に證明書を持っていたとしても、その關稅を徵收・領收することは、原則と秩序に基づいたことである」と述べている。このように、オスマン政府は、參詣者といえども商品を持っている場合には嚴密に管理し、關稅を徵收していた。一方、「參詣者が商品を持たない場合、關稅は徵收されない」というエルズルム條約中の文面を、イラン人參詣者側が擴大解釋し、參詣者の荷物はすべて免稅、との認識を持っていた可能性も決して否定はできない。加えて、政府高官や有力者らの場合には、多少の心づけや賄賂をオスマン政府役人に渡すことで關稅を逃れている場合があ

り、參詣者の間でも、社會的地位如何による不平等が生じている。[38] いずれにせよ、關税を徵收される側の參詣者と、これらの參詣者を管理しようとするオスマン政府役人との攻防が、税關では繰り廣げられていたと言える。

ところで、オスマン政府がイラン人參詣者や旅行者の積荷を調べるのは、關税徵收という目的には限られなかったようであり、ときに、書物に關して念入りな調査がなされることがあった。これは、當時のイラクにおいて、オスマン政府がシーア派の影響擴大を恐れていたからであると考えられ、イラン人がシーア派思想を喧傳する書物を持ち込むことを防ぐためであった。あるイラン政府高官は、「イランの地から學生や參詣者などが持ってくる本は、バグダードの税關で檢査されるしきたりになっているが、大半を一目見ただけでティグリス川に投げ捨てている」と非難しているが［'Azud: 174］、オスマン政府による荷物の檢査は、課税對象品の有無のみならず、檢閲という目的からも、シーア派ムスリムであるイラン人參詣者に對して特に嚴格に行われていたのである。[39]

一九世紀のイラクの税關では、本來は免税であった參詣者の手荷物からも關税が徵收され、さらに一度徵收されれば二度と徵收されない規則であったにもかかわらず、主要都市ごとに數度にわたって徵收されるなど、參詣者に對して不當な取立てがなされていたことが明らかとなる。そうではあるが、オスマン政府の役人による過度の取調べや取立てがある一方、逆に、旅先での金錢調達の必要性もさることながら、參詣者という立場を利用して商品を隱し持って行くイラン人參詣者のしたたかさもまた看過してはならないだろう。

Ⅳ　西アジアにおける「近代化」の一側面

最後に、これまで見てきた諸制度をめぐるイラン人參詣者とオスマン朝の國境官吏との攻防から、當時の西アジア社會について檢討を加えたい。

余の未だ館内に至らざるに早く既に小吏閑人の輩群集し來つて喧々諤々煩に堪へず、僅に樓上の一室を得て將に入ら

んとするや、一人の曰く「余は檢疫官なるが健康證を携ふるに非ざるよりは巴克達德［バグダード］に至るべからず、之を與ふべければ卽刻從者馬夫共都合三名各五克蘭［ケラーン］を出されよ」と。又一人の曰く「余は稅關吏なれば悉く荷物を檢査すべく、速に行李を開くべし」と。一人の又曰く「余は地方官なり旅券を示されよ」と。其の雜踏實に名狀すべからず。先づ十五克蘭を與へて檢疫官を去らしめ、旅券を示して地方官を歸らしめ、次に行李の檢査となつた。［福島：二一四］

福島のこの記述には、旅券や檢疫や關稅など、すべての査察が一度に行われていた當時のハーナキーンの様子が象徴されている。イランからの旅行者にしてみると、國境を越えて、「異國」に足を踏み入れるや否や、査證、檢疫、關稅といった初めてのシステムに次々と晒され、そして様々な金錢的要求をされるのである。このため、參詣者らの批判が一様にハーナキーンでの彼らに對する扱いに向けられることも無理からぬことであろう。

一方、ハーナキーンで檢疫醫師を務めたSaadは、證明書を發行する際に、イラン人參詣者は値切ったり、賡金を出してみたり、ロバの分は拂おうとしても妻の分は拂いたがらないなど、決して素直に支拂いに應じようとはしない様子に觸れ、「私は、參詣者たちの中で、それは高い位の人物でさえ同じであるが、問題なく支拂おうとするのを見たことはほとんどない」と嘆いている。そして、イラン人全體に共通する際立った特徵として、彼らの金に對する執着心を擧げ、「檢疫の不正（l'injustice de la Quarantaine）に抗するのだ、と主張して」大半が檢疫代を頑なまでに支拂おうとしない、と彼は述べている［Saad: 542-543］。このSaadの言にあるように、イラン人參詣者は往々にして、ハーナキーンでの種々の支拂いを拒んでいる。そして、「一八七七年文書」第五項で言われているように、「檢疫の役人たちが土地の役人たちと協同して、糧食や食料の販賣を數人の雜貨商に限定し、彼らもまた、貴重なパンやその他の品物に砂や土を混ぜ、參詣者らに對して過度の掛け値を行っていた」と、言いがかりとしか取れないような非難を向けるほどであった。

アタバート參詣者とオスマン政府役人との、ハーナキーンでのトラブルは諸史料中様々に記載されており、枚擧に暇が

ない。この背景には何があるのか。

一九世紀後半には、年間一〇萬人にのぼる參詣者がイランからイラクへと向かっていた。この事實からは、參詣という行爲が一部の特權階級に限られたものではなく、より普遍的なものとして一般の民衆に浸透し始めたことを物語ると同時に、十分な資金のない者や、旅に不慣れな者たちまでもがイマーム廟參詣という口實のもとに長期間の遠距離旅行を行うようになったことを示している。アタバート參詣は、數ヶ月から半年にわたる長旅であり、その費用は社會的身分に應じはするものの、ほぼ半年から一年分の俸給に相當した。彼らの旅中の樣相は、きわめて質素で愼ましやかなものである。このような人々に對し、國家という上からの「近代化」が生じるのが、西アジア社會では、一九世紀中葉から後半にかけてなのである。

加えて、アタバートのシーア派諸聖地は當時、オスマン政府という異なる國家權力に屬していた。すなわち、イランからの參詣者にとって、シーア派聖地が自國ではなく、異國にある、ということになる。自國と他國という概念が、近代以前にどれほどの重要性を持っていたのか、明らかではない。しかし一九世紀には、國家レヴェルでの國境概念の確立とともに、「國家」の領域が劃定されつつあり、その中で國境の檢問所という入管施設は、旅行者をして異なる政體を最初に體感せしめる場として機能した。またその場所で、列強に倣った近代化を進めつつあったオスマン朝という國家からの要請が、個々人に課される身分證や檢疫という新システムであった。このような國家による個人の管理は、他方、個々人にとっても、「國籍」という一種のアイデンティティが生じる機會であったと言える。イランからの參詣者らは、國境の檢問所で別の政體の存在を目の當たりにし、その先の異國の中で「身分證」を持ち歩くことで、自らのアイデンティティを思考するきっかけを得たのではなかろうか。

アタバート參詣という當時の流行であった宗教的行爲を見ても、この「國民概念」の創出が、ガージャール朝やオスマン朝領域内の雙方の人々に影響を與えていたことが讀み取れる。すなわち、「アラブ」「トルコ」「シーア」「スンナ」とい

う従來の「自己・他者」の認識概念の枠組みに、「イラン人（Īrānī）」「オスマン人（ʿUthmānī）」という枠組みが加わっているのである。そしてこの新たな枠組みは、イランからオスマン朝下のイラクへ旅した參詣者らに、この時期特に顯著に見られるものなのである。第二次エルズルム條約が締結された一九世紀中葉以降、國境線によって劃される「國家」の枠組みに押し込められたのは、國境地帶の遊牧民だけではなく、その領域内に暮らすすべての「國民」もまたしかりであった。「國民」となった彼らは、その國境を越えて異國に旅する際に、國境に設けられた新制度を通じて、上からの近代化と對峙し、そしてその産物として、自身のアイデンティティ模索の場を得たのである。

おわりに

以上、一九世紀のイラン人參詣者とオスマン政府との關係を、參詣者が初めて目にする國境を中心に檢討してきた。特に一九世紀後半に見られる問題として、近代化に伴った、國家による「國民管理」の問題が擧げられた。オスマン政府の課す通行證制度や檢疫制度の強化などはその象徵である。

近代化を推し進めていく一九世紀にあっては、外國であるからこそ、參詣者らは國家システムの相違に起因する様々な制度に面食らい、不滿がより一層增大する結果を招いた。イラン人參詣者らが問題とするオスマン政府の對應は、ほぼすべてがオスマン朝とガージャール朝という二國家の近代化の速度の相違に收斂する。オスマン朝では、一九世紀になると、身分證と査證を兼ねた通行證の携行を旅行者に義務付け、集團となってやってくる參詣者に對して、公衆衛生の觀點により檢疫制度を導入していた。それに對し、イランではこのようなシステムの導入は遲れ、一九世紀後半に至ってさえ、國境で初めてこれらのシステムに直面する參詣者らの間には、制度への無理解が廣まっていた。イランからの參詣者が通行證や檢疫といった諸制度を滯りなく受け入れるのは、實に一九世紀最末期から二〇世紀に入ってからのことであった。

一方、オスマン政府の役人が、イラン人參詣者による莫大な經濟效果を理解しつつも、參詣者を冷遇していたことも事

實である。參詣者らは、イラクに入ると様々な場面で、彼らに對する不當な扱いに直面した。そのため、鐵道敷設といったオスマン朝の先進性を評價はしても、オスマン朝やイラクの現狀を評價する聲は、參詣者の中からはほとんど聞かれないのである。

オスマン側の冷遇と、イラン人參詣者側の過度なまでの被害者意識の背景には、イスラーム社會の中での宗派の相違もまた重要であったと考えられる。二度のエルズルム條約では、同じイスラーム國家として、宗派の相違を超えた協調を謳っているにもかかわらず、現實には、シーア派であるイラン人參詣者に對する侮蔑がオスマン朝下のスンナ派の人々の間で蔓延していた。この點がまた、イラン人參詣者がオスマン朝やイラクの人々に對して抱く不信感の源泉ともなっており、兩者の相容れない姿勢が如實に看取できる部分でもある。他方、これらのことが相乘效果となり、アタバート參詣を行うガージャール朝イランの人々に、自己や他者といった認識概念をもたらした可能性は高い。

本稿で主に依據した二點の外交文書に擧げられている議論は、「搾取されるイラン人參詣者」と「國民を管理する國家」という二つの立場の相違を表している。イラン側は、通行證や檢疫や關稅の名目で徵收される金額を「不當な徵收である」とする理論に立脚し、オスマン朝の關係役人の對應を非難するが、オスマン側にとっては、これらはすべて國家システムの法の範圍內のことであり、おそらくイラン側の苦情の根本的な部分は解しがたかったものと推察される。兩者の議論が噛み合わない印象を受けるのも、まさにこの點にあろう。本稿で見たように、同じイスラーム國家といえども、オスマン朝とイランでは近代化の過程において、一九世紀後半にはすでに大きな格差が存在していたのであり、そのシステムを強要される個々の人々にとっては、政府によって課される新制度は、さらに理解の範疇を超えるものであった。個々人を特定し、尊重するかのように見える近代的な諸制度は、當人たちにとっては逆に十把一絡げにされ自尊心を傷つけられるという側面を有している。アタバート參詣という一つの宗教的行爲から、上からの「近代化」に翻弄される當時の人々の様子が歷然と浮かび上がるのである。

註

（1）アタバート參詣旅行の實態、最盛期の參詣者數等については、拙稿「聖地アタバート參詣考」『東方學報』第七九冊（二〇〇六）、一一一―一四三頁參照。ちなみに、「アタバート」とは、イラクにある四ヶ所のシーア派聖地、ナジャフ、カルバラー、カーズィマイン、サーマッラーを指す。また、本稿で使用する主要史料とその略號については、以下のとおり。

BOA: Başbakanlık Osmanlı Arşivi（トルコ總理府オスマン文書館）

AMQ: M. R. Naṣīrī (ed.). *Asnād va mukātibāt-i tārīkhī-yi Īrān* (*Qājārīya*). 4 vols. Tehran, 1366s–72s.

GAIU: Vāḥid-i Nashr-i Asnād (ed.). *Guzīda-yi asnād-i siyāsī-yi Īrān va ʻUthmānī*. 6 vols. Tehran, 1369s–72s.

Adīb: ʻAbd al-ʻAlī Adīb al-Mulk. *Safarnāma-yi Adīb al-Mulk bah ʻAtabāt*. ed. by M. Gulzārī. Tehran, 1364s.

ʻÂlî: ʻÂlî Bek. *Siyâḥat zhûrnâlı*. İstanbul, 1314h.

ʻAżud: ʻAlī Riżā Khān ʻAżud al-Mulk. *Safarnāma-yi ʻAżud al-Mulk bah ʻAtabāt*. ed. by Ḥ. Mursilvand. Tehran, 1370s.

BS: *Bağdad vilâyeti sâlnâmesi*.

Cuinet: Vital Cuinet. *La Turquie d'Asie*. Tome 3ème. Paris, 1893.

Fakhr: Abū al-Ḥasan Khān Fakhr al-Mulk. *Az Ḥarīm tā Ḥaram*. ed. by M.-R. ʻAbbāsī. Tehran, 1372s.

福島：福島安正『土領亞拉比亞紀行』、東亞協會、昭和一八年。

Hurşîd: Mehmed Hurşîd [Paşa]. *Seyâhatnâme-i Hudûd*. ed. by A. Eser. İstanbul, 1997.

Lorimer: John Gordon Lorimer. *Gazetteer of the Persian Gulf, ʼOman, and Central Arabia*. 2 vols. in 6 parts. Calcutta, 1908.

Mishkāt: ʻAlī Akbar Mishkāt al-Sulṭān. "Mishkāt al-musāfirīn." ed. by H. Muḥaddith. *Mīrāth-i Islāmī-yi Īrān* 5 (1376s). pp. 11–118.

Rūznāma: Anonymus. "Rūznāma-yi vaqāyiʻ-i safar-i Karbalā-yi muʻallā." ed. by ʻA. Mukhtārī Riżvānshahrī. *Mīrāth-i Islāmī-yi Īrān* 1 (1373s). pp. 17–75.

RVI: *Rūznāma-yi vaqāyiʻ-i ittifāqīya*. 4 vols. Lithography. Tehran, 1994.

Saad: M. Le Dr. Saad. "La Frontière Turco-Persane et les Pèlerins de Kerbéla, par M. Le Dr. Saad, Médecin sanitaire à Hanéghuine." *Journal Asiatique*. Huitième Série, Tome V (1885). pp. 532–547.

Sadīd: Muḥammad ʻAlī Khān Sadīd al-Salṭana. *Safarnāma-yi Sadīd al-Salṭana*. ed. by A. Iqtidārī. Tehran, 1362s.

Ṣafāʼ: ʻAlī Nāʼinī Ṣafāʼ al-Salṭana. "Safarnāma-yi Karbalā-yi muʻallā." ed. by Ṣ. Barzgar. *Mīrāth-i Islāmī-*

yi Irān 7 (1377s). pp. 751-768.

（2）イラン外務省附属外交・文書歴史センター所蔵の原本（No. 1292/15/9/1-2）では、各質問の上部に回答が朱色で斜め書きされている。この形式はオスマン語文書での質疑應答の典型的な様式を踏襲したものであるが、校訂者は書式の形態などに留意せず、物理的に上部から校訂したため、校訂の順序は逆である。オスマン＝トルコ語版も現存（No. 1292/15/9/3）。また校訂では、文書の年代が「おそらくヒジュラ暦一二九四年」[GAIU: III/538] と記されているが、原本の奥附から、一二九三年ズー・アルヒッジャ月二四日であることが確認される。

（3）シャルダン『ペルシア見聞記』（岡田直次譯注）、平凡社東洋文庫、一九九七、二四頁。

（4）BOA.i-MVL: 203 參照。その後一八六六年の人口調査では、全國民に對してオスマン臣民證（*tezkere-i osmaniye*）が發行され、一八八一―八二年のセンサス時には、兵員登録の觀點から *tezkere* の必要性が強調されたという [Karpat, K. H. "Ottoman Population Records and Census of 1881/82-1893." *IJMES* 9 (1978), pp. 244-250]。この *tezkere* は、おそらく身分證（*nüfus tezkeresi*）であり、「通行證」とは異なると思われるが、それでもなおオスマン朝では早くから通行證や身分證の必要性が說かれ、居住している州（vilāya）を越える際にはその携帶が義務付けられていた [Lorimer: II/846-847]。一方、一八六九年には、新しい通行證法がオスマン朝で制定されたという報告があるが [GAIU: III/243]、法案そのものを確認することはできなかった。

（5）通行證の原物は確認できなかったので、在イスタンブール・イラン大使館發行の滯在許可證 [BOA.A.DVN.DVE (20): 70/1] の様式から類推した。この他、イスタンブールでの滯在證（一八八〇年發行）と、僞造オスマン臣民證書（一八九七年）のサンプルが存在する [GAIU: III/256, 314-315]。

（6）一八六二年のあるメッカ巡禮者は、イランを出てロシア領ティフリスに入る際、「パスポート（pāspūrt）」と題して以下のように說明している [Sayf al-Dawla, *Safarnāma-yi Sayf al-Dawla*, ed. by ʿA. Khudāparast, Tehran, 1364s, p. 75]。

旅行を始めるときには、少なくともロシア政府のワキールから、彼らの用語でパスポート、また我々の用語では tazkira と呼ぶ紙片を、定まった金額を支拂って受け取らなければならない。もし道中で待たされたり、不備がないようにしたければ、この tazkira に、「Ghāzānī 印」と呼ばれる印璽が押されるよう奔走しなければならない。この紙片を手にしたら、ロシア領内に入ることができる。國境では混雜が激しく、荷物用に稅關が設けられている。旅行者の脇やポケットを調べることさえもある。電報局や町に到着したら、この tazkira を役人に見せよ。

（7）一八四九年のイラン大使による報告では、イランでは通行證が普及しておらず、バグダード州長官が通行證を發行

し、その利益を自分たちのものとしているために、イラン側の損失は甚だ大きく、バグダード駐在領事らの經費を捻出するためにも、通行證はイランで發行すべきだと進言している［GAIU: I/334］。イラン側で通行證の發行が請け負われるようになる正確な年代は不明であるが（ただし、後述のように、一八五一年にイラン國內での通行證携帯を義務付けたときかもしれない）、一九世紀末にはアタバート參詣者はケルマーンシャーで通行證を購入し、ハーナキーンで認證を押されていた［Mishkāt: 42］。

（8）一八五四年は、ガージャール政府によってアタバート參詣解禁令が出された年であるが、解禁令の中で「通行證（*tazkira-yi ʿubūr va murūr*）なしでは、イランの地から足を踏み出してはならない。また、ケルマーンシャーでは、イラン政府の役人から通行證を受け取り、秩序だって進み、戻ってくること」として、通行證の携帯をイラン政府自身も參詣者に要請している［RVI: II/1192］。

（9）旅行記史料には、一八五五～五六年：3200 dīnār［*Rūznāma*: 32; Adīb: 74］、一八六七年：2200 dīnār［ʿAżud: 111］、一八七六年：8500 dīnār［Fakhr: 32］、一八九八～一九〇〇年：5000～15000 dīnār［Sadīd: 319; Mishkāt: 42; Safā: 766］という數字が擧がる。ただし、當時は檢疫期間滿了證と連動していたため、檢疫代との區別は曖昧である。後註（25）參照。

（10）GAIU: III/290 參照。なお一八九三年の報告書によると、バグダード州では、外國からの參詣者には一人あたり一〇ピアストルが課せられたとされる［Cuinet: 13］。二〇世紀初頭になると、騎乘のイラン人參詣者はパスポート代として二〇ケラーンを支拂い、これに對してケルマーンシャーのオスマン領事によって二〇マジーディーで査證が與えられ、さらに檢疫代として、一人一〇マジーディーが課せられた［Lorimer: I/2362］。メッカ巡禮の場合の通行證代については、Jaʿfariyān, R., “Hajj-guzārī-yi Īrāniyān dar dawra-yi Qājār.” *Maqālāt-i tārīkhī* 8. Qom, 1379s, pp. 205–206 參照。

（11）實際には、國境で通行證を免除されるのは、貧者や徒歩の者ではなく、女子供であった［Saad: 540; Mishkāt: 42］。

（12）たとえば Luṭf Allāh Khān Tʿlāʾī, “Safarnāma-yi Luṭf Allāh Khān Tʿlāʾī.” ed. by ʿA. Qāżī ʿAskar. *Miqāt-i ḥajj* 9/35 (1380s), p. 192 參照。

（13）「青い恐怖」と恐れられたコレラが最初に猛威を振るったのは一八一七年のことであるが、一八三一年の二度目の世界的流行は、まずメッカで巡禮團にコレラが發生（約一二〇〇〇人が死亡）、その後、巡禮團の歸國とともに、ダマスクスやエルサレムでも廣まり、ヨーロッパにもたらされた［見市雅俊『コレラの世界史』、晶文社、一九九四、一三―一六頁；Lorimer: I/2518-19］。

（14）河川の多いイラクでは、當時、洪水が生じると魚や蛙が打ち上げられて腐敗し、それらがペストやコレラ發生の要因であるとも考えられていた［Âlī: 88］。バグダード州

では、一八〇二年（ペスト）、一八三一～三四年（ペストとコレラ）、一八四六～四七年（コレラ）、一八六五～六六年（コレラ）、一八六七年（ペスト）、一八六九年（コレラ）、一八七一年（コレラ）、一八七四～七六年（ペスト）、一八七七年（ペスト）、一八八一年（ペスト）、一八八九年（コレラ）、一八九二年（ペスト）、一八九三年（コレラ）が發生している［Lorimer: I/2518-39, II/767］。

（15）オスマン政府の檢疫制度導入の背景として、一九世紀のヨーロッパでの檢疫制度の確立と普及の試みを看過すべきではない。歐州では、コレラ對策として一八二五年にイギリスで檢疫法が成立し、一八三〇年代には「公衆衛生」の必要性から國際會議が提唱された。一八五一年にはパリで第一回國際衛生會議が開催され、オスマン政府も參加した。この會議は失敗に終わりはしたものの、國際衛生條約の起草がなされた。一八六六年には第三回國際衛生會議がイスタンブールで開催され、ヨーロッパ諸國と並んで、オスマン政府やイラン政府からも代表が參加した。この會議では、インドがコレラの發生源であることが確認され、傳播を防ぐために、インドの近隣諸國では、特に海路の檢疫を強化するよう求められた。オスマン政府は、會議の翌年には檢疫法を整備するなど、その後もヨーロッパと歩調を合わせるが、イランは一八九四年のパリ會議まで、以降の會議には出席せず、一八九二年の國際衛生條約にも批准をしなかった［Lorimer: I/2520-29］。

（16）BOA.C-SH: 1065, 1201 參照。Pistor-Hatam は、「一八五〇年までには設置された」としているが［Pistor-Hatam, A. “Pilger, Pest und Cholera.” *Die Welt des Islams* 31 (1991), p. 232］、前出の BOA 文書から一八四八年にはその存在が確認される。

（17）BS: 1300/92, 124, 128, 131, 160, 163, 171, 193 參照。その後、バスラが獨立した州となり、行政區劃が變更されると、二〇世紀初頭に至るまで、カーズィマイン、サーマッラー、マンダリー、ムサイイブには常に檢疫官（qarantîna me'mûrı）が一人、ハーナキーンには衛生局員（ṣıḥḥîye me'mûrları）が五人、またカルバラーとナジャフには新たに衛生局が設置され、それぞれ一～二人の役人と時に數人の警備員が配されていた［BS: 1309/180-234, 1312/202-236 etc.］。參詣街道に位置するこれらの地域以外では、檢疫官の存在がまったく確認できないことからも、オスマン政府がシーア派參詣者の存在を重視していたことが明らかであろう。一九〇五年の報告では、イラク全土での檢疫所は、バグダードやハーナキーンをはじめ一二ヶ所となっている［Lorimer: II/855］。ちなみに、一八九七年のハーナキーンの醫者はイタリア人であった［福島：二一五］。

（18）ペルシア灣岸の疫病流行や檢疫制度については、Lorimer: I/2517-55 が詳しい報告を殘しており、極めて有用であるが、オスマン領イラクへの陸路の檢疫やその實態は、Pistor-Hatam 前掲論文を除き、ほとんど明らかにされていない。

（19）一九世紀のアタバートへのイランからの「移葬（遺體運搬）」については、別稿を用意する。

（20）ハーナキーン一帯は、ユダヤ教徒の少なくない地域であった［Hurṣīd: 87; Cuinet: 119, 123; 福島：二一九］。

（21）BOA.A.MKT.MHM: 570/9 參照。一八五三年には、歐州では檢疫の合理化を進めており、それまでは一〇日間であった船の檢疫期間に對し、八日間以上航行する船の場合は、一人の船醫がいれば檢疫は免除された。この措置に伴い、當時疫病に見舞われていたオデッサなど黒海沿岸からの船には、期間を短縮した五日間の檢疫が設定された［RVI: II/914］。また、一八六六年國際衛生會議では、感染地域からの流入者には一〇日間の檢疫を實施することが定められたが、一八八五年ローマ會議では、コレラに關しては五日間に短縮された。一八七六年に、ペストがイラクからイランに廣まったときには、オスマン政府は國内の檢疫期間を五日間に短縮したが、同時にイラン人に對しては、陸海路ともに一五日間の檢疫期間を課した。その後一八九三年にはコレラに、また一八九七年會議ではペストに對して、陸路の檢疫は禁止されたが、ヨーロッパ以外の國に關しては、やむを得ない場合には國境を封鎖する權限が殘された［Lorimer: I/2521, 23, 33, 36, 44-45］。

（22）‘Aẓud: 173-177; BOA.Y.A.HUS: 166/141, 166/142, 167/1 などを參照のこと。

（23）Bellew, H. W. *From the Indus to the Tigris*, London, 1874, pp. 457-460.

（24）檢疫にあたるオスマン政府側としても、一度に大勢の參詣者を檢疫することは不可能であった。一八九四年冬には、イランでコレラが發生したためにイラン人參詣者のハーナキーン通行を禁止していたが、前年の禁止から一一ヶ月間で五八三一人（一日あたり一二人）だったのが、解禁されてからは、一ヶ月の間に四一八三人（一日あたり九一人）が檢疫を通過し、對應に苦慮しているとの報告が出されている［BOA.A.MKT.MHM: 570/9］。

（25）檢疫代としては、一八四九年：4000 dīnār［GAIU: I/334］、一八五五～五六年：3200 dīnār［*Rūznāma*: 32; Adīb: 73］、一八九八～一九〇〇年：5000 dīnār［Sadīd: 319; Mishkāt: 52］という數字が擧げられる（前註（9）も參照のこと）。しかし、一八六七年の疫病流行時の檢疫代は 6200 dīnār と高額である［‘Aẓud: 181］。國際衛生會議を受けて、一八六八年にイランで衛生審議會が設けられ（實際に審議會が機能し始めたのは一八七六年以降）、檢疫制度について話し合われるが、この中で檢疫代は、オスマン政府よりもさらに高額に定められた［Floor, W. *Public Health in Qajar Iran*, Washington, DC, 2004, pp. 205-207］。

（26）同じイラン人で同じ時代でも、メッカ巡禮者の場合は不滿を述べるものの、檢疫をめぐるトラブルはほとんど見受けられない［Muḥammad Ḥusayn Farāhānī, *Safarnāma-yi Mirzā Ḥusayn Farāhānī*, ed by Ḥ. Farmānfarmā’iyān, Tehran, 1342s, pp. 244-248; Amīn al-Dawla, *Safarnāma-*

yi Amīn al-Dawla Ḥājj Mīrzā ʿAlī Khān, ed. by I. Kāẓimīya, Tehran, 1354s, pp. 304-318 etc.]。

(27) たとえば一八五四年一二月のオスマン朝内務文書やその翌月のアタバート參詣者に對する檢疫所での横暴な振る舞いへの苦情など [BOA.HR.MKT: 95/73, 99/1]。さらに一八五六年に、イラン全權大使からオスマン政府に提出された要望書の一五項目にも檢疫の廢止か短縮化が擧げられている [BOA.HR.SYS: 722/10]。

(28) 檢疫制度のみならず、ガージャール朝期のイランでは、西洋醫學に對しての拒否感が行き渡っていた。Floor によると、イランでは一九世紀の早い時期から外國人醫師が宮中で活躍していたが、その數には限りがあり、一方で傳統的なイラン人醫師が舊態依然のまま數多く存在したという。また西洋醫學の教育の開始は、一八五一年に王立高等教育機關である Dār al-Funūn が建てられてからのことであり、それでもなお、一九世紀後半にも、西洋醫學の浸透に對しては様々な反撥が見られた [Floor: 167-188]。

(29) ʿAẓud: 189-190 校訂者注。一八五一年一一月の官報からは、この時の對策として、イラン政府が通行禁止措置を採っていたことが明らかとなるが、疫病が治まるまで、疫病發生地域の人々の移動を禁じ、情報收集に努めていた以外には、政府の對應策は事前にも事後にも見られない。疫病の終熄については官報に載せられており、別の號では、ペストなどの疫病は傳染病であり、その發生の原因は未だ不明であるものの、不潔な所で發生するとして、町の美化を呼びかけ、ペストの特徴やその處方として當時知られる最先端の情報を揭載し、啓蒙に努めている様子が窺える [RVI: I/207, 229, 235, 710, 733-734]。しかし、一九世紀全般を通じて、イランでは疫病が發生すると、人々はその町や集落を捨てて郊外や別の場所へ避難し、疫病が收まると再度町に戻る、という原初的な方法を採っていたにすぎない [RVI: I/755, II/828; ターヂ・アッサルタネ『ペルシア王宮物語――ハレムに育った王女』、平凡社東洋文庫、一九九八、三二二―三二九頁]。

(30) 參詣歸路のハーナキーンでは、旅行者はわずか一日で通過する例が大半である。この點は、オスマン政府の對應とまったく異なる。オスマン政府は、メッカ巡禮を終えた巡禮者に對しても、特に疫病が生じた際には改めて檢疫を課していた [RVI: II/946, 1648]。一八七六年には、前年にイラクで生じたペストを、カルバラー參詣者らがフーゼスターンに持ち歸り、數千人が死ぬ事態になったが、イラン政府はイギリスの指導の下に、ブーシェフルなどの港灣に檢疫所を設置し、オスマン領からの入國者に對し一五日間の檢疫を實施した。しかし、イラクからの參詣者が多數通過する陸路に關しては、翌一八七七年になって初めてガスレ・シーリーンに檢疫所を設ける始末であった [Lorimer: I/2532-33; Floor: 206]。

(31) 富永豐吉『西亞細亞旅行記』、ゆまに書房、昭和六三年、四〇―四一頁。

(32) Mishkāt: 51-53; Ṣafā: 766-767 參照。その二年前に旅

行したSadīd al-Saltana も滞在はわずか一日であり、かつ「ハーナキーンに到着した男女のイラン人旅行者に対して、オスマン人は健康保證書（ḥifẓ al-ṣiḥḥa）と稱す證書（taẓkira）を與え、5000 dīnār を徴收する」と記すのみである。一方彼は、メッカから歸國する巡禮者に對しては、ナジャフとカルバラー間にあるNukhayla で檢疫が課せられていると述べている［Sadīd: 319, 326］。

一八七四年のウイーン國際衛生會議では、陸路の檢疫は商業上の損害が大きく無益だとして廢止が提案され、一八八五年のローマ會議でもこの提案が再言明されたが、イランは後者の會議には參加していない［Lorimer: I/2522-23］。このため、もともと檢疫設置に消極的であったイラン政府が、當時どのような對應を行ったかは明らかではない。

（33） 一九〇五年のLorimer の報告はバグダード以南を中心としているため、バグダード以北についてはほとんど情報がないが、イラン方面の稅關として、ハーナキーンとキジル・リバートの二ヶ所を擧げている［Lorimer: II/851］。後者の稅關については他史料からは確認し得なかった。

（34） 一九世紀後半のイラン＝イラク交易については、Issawi, C. *The Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago and London, 1971, pp. 120-121; Cuinet: 110 參照。それらによると、一八六〇年代後半のバグダード州への輸入品の半分以上はイランからであり、綿織物、絹織物、タバコ、絨毯、食品、鞍などが主要產品であった。また、バグダードに輸入されたものは、再度ペルシアへ輸出されるという商品の循環が指摘されていることや［Lorimer: II/803］、様々な條約や外交文書において、商人と參詣者の區別が曖昧であるという點を踏まえると、アタバート參詣者は、イラン＝イラク交易において重要な役割を果たしていたのであろう。この點は今後の課題としたい。

（35） BOA.HR-SYS: 722/10; GAIU: III/404 參照。一八四九年にも同樣の報告がある［GAIU: I/331-332］。一二％の稅率については、Masters, B. “The Treaties of Erzurum (1823 and 1848) and the Changing Status of Iranians in the Ottoman Empire.” *Iranian studies* 24/1-4 (1991), p. 13 參照。

（36） バグダード稅關については、ʿĀlī: 62, 63; BS: 1300/90-91, 1312/159-160 などを、同稅關の嚴しさについてはBOA.HR-SYS: 722/1 などを參照のこと。

（37） 公務でアタバートを訪れたガージャール政府高官は、オスマン朝の役人や墓廟關係者らへの手土產として、大半が絹製のショールを、稀にトルコ石やルビーをあしらった指輪を贈っている［ʿAẓud: 132, 157, 158, 166, 195］。別の高官の土產物もショールである［Adīb: 178, 214, 221］。ホラーサーン方面からの參詣者は、安物ではあるが賣買のために、特產品であるトルコ石を持ってくるという［Saad: 540］。

（38） 陸路國境の稅關での不正については、Fakhr: 72, 77; Harris, W. B. *From Batum to Baghdad*, Edinburgh and

London, 1896, pp. 264, 287 參照。

（39） 書物の檢閲については、Fakhr: 32; Sadīd: 318-319; Saad: 543-545; 福島：一一一四參照。

rulers. There precept platforms were established, where assemblies were held to confer the bodhisattva precepts on members of the royal family and bureaucratic officials who served the emperor. The bodhisattva precepts were not limited to these ruling groups but also spread widely throughout Khitan territory, from cities to villages. Its influence on society in general was great.

Moreover, the memorial stele recording the deeds of Fajun and inscriptions carved on the shaft of a now-lost stone dharani pillar from the county of Xincheng 新城縣, recount that there were many pilgrims who stole across the borders from the neighboring states of Song and Western Xia, slipping into the country and aiming for Maanshan in order to receive the bodhisattva precepts from Fajun. This indicates that in reality there were exchanges and movements of people across borders under the conditions of stability in the international order that was brought about in the later half of the 11th century in the aftermath of the treaty of Chanyuan 澶淵之盟 (concluded in 1004) to an extent much more than previously imagined.

PILGRIMS AND THE 'MODERNIZATION' SEEN AT THE IRAN-OTTOMAN BORDER IN THE LATTER HALF OF THE 19th CENTURY

MORIKAWA Tomoko

With the conclusion of the Second Treaty of Erzurum between the Qājār dynasty and the Ottoman empire in 1847, the number of pilgrims to the 'Atabāt, shi'ite holy sites in Ottoman controlled Iraq, greatly increased. In particular, the number of pilgrims who set out from Iran during the latter half of the 19th century reached 100,000 annually, which was nearly 1% of the total population of the country at the time.

In this period Western Asia experienced a period marked by an enforced "modernization" that was imposed from above, being influenced by the European powers. This study examines the "modernization" imposed from above by the state and the conflict felt by ordinary pilgrims at the time who encountered it through an examination of the checkpoint that had been established at Khānaqīn, a town on the border between Qājār Persia and the Ottoman empire. The primary source materials used in the study are diaries written by Iranian pilgrims and diplomatic documents exchanged between the Qājār and the Ottoman govern-

ments.

At the Khānaqīn border checkpoint three systems, one of transit permits (*taẓkira-yi murūr*), another for medical inspection and quarantine, and a last for customs duties, had been set up soon after the conclusion of the Second Treaty of Erzurum. The systems of transit permits and medical quarantine were newly introduced by the Ottoman government in the mid-19th century, and although Iran under the Qājār introduced the same systems some years after the Ottomans, these systems never reached a point where they were truly accepted by the society at large. Pilgrims from Iran, where the new system was alien, first encountered these systems at the border and personally suffered the deleterious consequences of them. As a result, the stance of the Ottoman government side, which sought to vigorously enforce these rules, and the judgment of the pilgrims, who were critical of the systems, could not be reconciled. This indicates the contradictions that existed between the two parties.

In contrast to experiences in pre-modern times when the conception of national boundaries was unclear, pilgrims in the latter half of the 19th century experienced a strange political system by traveling to a "foreign land", and thereby obtained an opportunity to reflect on their own identity by crossing over a national border, symbolized by the checkpoint, and carrying a passport to travel in a foreign country. Although such was the case, the gap between ordinary pilgrims and the "modernization" imposed from above was actually quite great. The plight of these figures struggling to cope and in a state of consternation when faced with the "modernization" is highlighted by an examination of the realities of the border checkpoint at the time.

THE IMPERIAL IDEOLOGY OF SASSANID KINGDOM AND ZOROASTRIANISM, SEEN THROUGH AN EXAMINATION OF THE SACRED FIRE OF ĀDUR GUŠNASP AND THE IMPERIAL THRONE OF TAKHT-I TAQDĪS

AOKI Takeshi

This study begins with a reexamination of the research of S. Wikander that was conducted 60 years ago on the geographical transition of the iconography of the imperial ideology of the Sassanian kingdom. The study also incorporates the